

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年3月27日(月)
午後1時30分～午後2時30分
場 所 市役所2階 201・202会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	福 田 康 知
委 員	井 下 由 美
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	七 座 武 史
総務課長	吉 野 隆 志
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
学校教育課長	岩 井 俊 明
幼保運営課長	黒 田 千 絵
総務課副課長	土 井 節 子
学校給食センター次長	浮 田 泰 秀
学校教育課副課長	横 山 友 亮
幼保運営課副課長	満 尾 晶 子
生涯学習課副課長	窪 田 美 由 紀
秘書政策課政策マネジメント室長	高 倉 鋭 悟

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

- 報告第 24 号 令和 4 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について
報告第 25 号 専決処分の報告について（退職者）
報告第 26 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）
議案第 36 号 教育委員会において補助執行する事務の協議について
議案第 37 号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について
議案第 38 号 丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部改正について
議案第 39 号 丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
議案第 40 号 丸亀市学校給食有機農産物納入生産者の登録等に関する要綱の制定について
議案第 41 号 丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の制定について
議案第 42 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱について
議案第 43 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
議案第 44 号 丸亀市立本島幼稚園の再開について
議案第 45 号 丸亀市立学校評議員の委嘱について
議案第 46 号 丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。井下 由美委員、福田 康知委員。

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

議案第 36 号 教育委員会において補助執行する事務の協議について

〔総務課長〕

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の改正によって、教育委員会の職員に補助執行させるという手続きについて、秘書政策課の担当職員より説明する。

〔秘書政策課政策マネジメント室長〕

教育委員会において補助執行する事務の協議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育財産の取得・処分や教育委員会の所掌に係る事項の予算執行は首長の権限とされていますが、事務手続の迅速・簡素化を図るため、教育委員会職員により

予算執行を行うことができるよう、補助執行を行う事務を追加するため規則の一部を改正したので、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会に協議を依頼するものである。

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の第2条にあるとおり、補助執行業務について、現在、第1項から第3項まで3点列挙している。今回は、議36-2のとおり、「教育財産の取得及び処分に関すること」と「教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」を加えたいと考えており、協議をお願いするものである。詳細については、当日配布資料を参照のこと。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

《秘書政策課政策マネジメント室長は退席》

報告第24号 令和4年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和4年度丸亀市教育委員会表彰者の追加につきましては、12月、1月及び2月定例教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者について、学校等から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和5年3月17日に表彰審査会を開き、被表彰者を追加決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第1号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。報24-2のとおり、小学校個人4人と中学校団体1団体を追加決定した。

〔教育長〕

これは学校を通じて本人に表彰状が渡されるのか。

〔総務課長〕

その予定である。

報告第25号 専決処分の報告について（退職者）

報告第26号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、令和5年3月31日付退職者並びに令和5年4月1日付人事異動及び新規採用者について3月24日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

議案第 37 号 丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正について

[総務課長]

丸亀市教育委員会職務権限規程の一部改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、学校給食センター内の担当が廃止されることから、所要の改正を行うものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 38 号 丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部改正について

[総務課長]

丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の一部改正につきましては、個人情報保護法が地方公共団体においても直接適用されることとなるため、現行の丸亀市個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則が全部改正となることに伴い、これを準用することとしていた丸亀市教育委員会情報公開条例等施行規程の該当部分を削るとともに、準用する条例が 2 つとなることから例規名を改めるものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 39 号 丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付け機構改革に伴い、学校給食センター内の担当が廃止されることから、所掌事務等について所要の改正を行うものである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 40 号 丸亀市学校給食有機農産物納入生産者の登録等に関する要綱の制定について

[学校給食センター所長]

丸亀市学校給食有機農産物納入生産者の登録等に関する要綱の制定につきましては、給食食材として有機農産物の使用を推進し、児童生徒への食育に活用するため、物資を納入することができる業者を事前に審査のうえ登録制とすることで、安全安心かつ確実な学校給食の提供に資するよう必要な事項を規定するため、新たに要綱を制定するものである。

要綱については、議 40-1 から議 40-4 のとおり。現在、学校給食センターは、地産農家及び業者に対しても同じような要綱を制定し運用している。今回、有機農産物の納入業者が、12 月に有機農産物を提供したという実績があるので、今後に向けて有機の活用ということも踏まえ

て新たに同じように要綱を制定するものである。登録については、前年度の2月1日から2月末までに申請を出していただき、登録有効期間は2年と考えている。令和5年4月1日からの施行を予定している。

〔委員〕

有機JASマークを取得している農家は、あまりないとお聞きしたが、市内、県内でどのくらいいるのか。

〔学校給食センター所長〕

市内では2件取得されていると把握しているが、販路がすでに決まっており、学校給食センターへ納入する量は難しいと聞いている。県内は把握していないが、12月に納入いただいたのは、綾川町の有機JASの認証を持っている農家である。全体としては、あまり多くないという印象なので、今から育てていくという国の方針等もあることから、今後、少しでも増えていくのではないかと考えている。

〔委員〕

有機農家ばかり集めて、集めたものを納入する業者はいないのか。

〔学校給食センター所長〕

まだ、まとめてというほどの登録農家がいなくて、又はすでに個人で販路を開拓している方が多いので、そのような業者はいないと思われる。

〔教育部長〕

市の農林水産課で、令和5年度からの事業で、有機JAS認定取得のための補助金を交付するという制度もできるので、今後は農林水産課と連携をして、市内で有機JAS認定を取得した業者を紹介してもらおう等、そういったことはやっていきたいと思っている。

〔委員〕

ニュースで出ていたのはどこの学校か。今後は全ての小中学校の給食に提供されるのか。

〔学校給食センター所長〕

もうすでに12月の時点では、全ての小中学校に有機農産物を使ったメニューは提供している。取材としてお受けしたのが岡田小学校ということである。

[委員]

綾川町にお住まいの農家の方の有機野菜が提供されたのか。

[学校給食センター所長]

そうである。

[委員]

どこがちがうのか。

[学校給食センター次長]

岡田小学校の取材時に行っていたが、子どもの意見としては、味が違う、おいしい、珍しいという声があった。

[教育部長]

有機農産物を使うことは、食育の面でも大きく、化学肥料を使わないとか農薬を使わないということであるので、循環型社会の実現や環境負荷の軽減といった面での食育にも活用できると思う。これからもそういう方針でいきたい。

[教育長]

3点お聞きしたい。

- 1点目、有機JASを取得する栽培方法の基準、条件はどういったものか。
- 2点目、登録有効期間が2年である考え方を教えてほしい。
- 3点目、この要綱について、どういう形でアナウンスしているのか。

[学校給食センター所長]

1点目については、大まかな流れになるが、まずは土作りから始まる。有機農産物を作る上で土は大切なもので、有機農産物を作ることができる基準に持って行くまでに数年かかると聞いている。土ができた後、栽培に関して、化学肥料を使わないなどの栽培方法を徹底した上で、何年か作ってみて、その作ったものがJAS基準に適合しているかを審査し、適合していればJAS認定をもらえるということで、3年から5年くらいはかかるということに聞いている。費用もかかることから、農林水産課で認定を取るための費用を助成するという制度ができるということに聞いている。

2点目については、地産農家と一般業者についても丸亀市の給食会が行っていた当時から2年なので、それに準じている。1年では、毎年、この作業を事務的に行うというのは非常に大

変で、効率が悪いので2年にしている。その間の業者の納入状況等を含めて、次の更新時に判断させていただく。

3点目については、この要綱を作る前段として、今回納入いただいた有機農家の方ともお話をした上で決めている。今のところ、丸亀市に提供いただいているところには事前にお話をし、了解をいただいている。周知としては、農家の方への周知に始まり、だんだん広げていく予定である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第41号 丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の制定について

[学校給食センター所長]

丸亀市給食費等支援補助金交付要綱の制定につきましては、丸亀市立小中学校の児童及び生徒の学校給食費の無償化並びに市内に在住する未就学児に対する給食費の無償化に伴い、公立特別支援学校に通学している児童・生徒の保護者及び丸亀市立小中学校・幼稚園・こども園に在籍する幼児・児童・生徒でアレルギー等により学校給食の提供を受けずに弁当等を持参している子どもの保護者を支援するため、新たに補助金交付要綱を制定するものである。

要綱については、議41-1から議41-7のとおり。第4条の補助金の額については、小学校48,750円というのは、1食当り250円×年間喫食日数195日で計算している。中学校53,200円は、1食当り280円×年間喫食日数190日で計算している。実績と比較して少ない方の額で支給する。年度当初に補助金の申請を行っていただき、年度末までに実績の報告をいただき、額の確定をする。

[委員]

アレルギーの実績報告は誰がするのか。

[学校給食センター所長]

申請は保護者がするので、実績も保護者にしていただく。学校が事務負担はしないことを前提で考えている。

[委員]

例えば、給食の中の牛乳は飲まない、その代わりに飲み物を持って来ている場合は補助することはできないのか。

〔学校給食センター所長〕

現状では、牛乳だけ止めている児童生徒もいる。その場合、例えば、小学校であれば、250円から牛乳代を差し引いた額を給食費としていただいているので、補助対象にはならない。

〔委員〕

牛乳の代わりに他の栄養のある水分を持って来た場合の補助はあるのか。

〔学校給食センター所長〕

その部分の補助については考えていない。

〔委員〕

保護者からの実績報告ということであれば、その回数は保護者が記録を取るなりして報告するということか。

〔学校給食センター所長〕

そのとおりである。保護者にはご協力をお願いするということで、案内の時にどれだけ説明できるかということもあるが、保護者からの報告を重視して支給したいと考えている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 42 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から小手島中学校が休校となることに伴い、令和 4 年 4 月 1 日付けで委嘱している学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について令和 5 年 3 月 31 日をもって解嘱したいのである。また、城東小学校の学校医（内科）から辞任届の提出があったため、令和 5 年 3 月 31 日をもって解嘱したいのである。今回解嘱するのは、議 42 にある 6 名である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 43 号 丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から本島幼稚園が再開されることに伴い、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、丸亀市医

師会、丸亀市歯科医師会及び丸亀市薬剤師会からの推薦に基づき新たに委嘱したいのである。また、辞任届の提出があった城東小学校の学校医（内科）の後任について、丸亀市医師会からの推薦に基づき残任期間の委嘱をしたいのである。さらに、児童生徒数が増加している城南小学校並びに西中学校について新たに学校医（内科）を各1名、丸亀市医師会からの推薦に基づき委嘱したいのである。今回委嘱するのは、議43にある8名である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第44号 丸亀市立本島幼稚園の再開について

〔幼保運営課長〕

丸亀市立本島幼稚園の再開につきましては、本島町に居住する満4歳に達する幼児が令和5年4月に入園を希望していることから、丸亀市立本島幼稚園を再開することについて教育委員会の決定を得たいのである。

〔教育長〕

幼稚園に入園する児童の人数を教えてください。

〔幼保運営課長〕

1名である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第45号 丸亀市立学校評議員の委嘱について

〔幼保運営課長〕

丸亀市立学校評議員の委嘱につきましては、丸亀市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき委嘱されている現在の評議員の任期が、令和5年3月31日をもって満了となるため、幼稚園長の推薦を受けた者を新たに令和5年4月1日から1年間、評議員として委嘱したいのである。被委嘱者については、議案45-1のとおり。城坤幼稚園の学校評議員の人数を3人から4人に増やしている。その他の方々は昨年度から変更なく、再委嘱としている。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 46 号 丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

〔生涯学習課副課長〕

丸亀市地域学校協働活動推進員の委嘱につきましては、丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、当該小学校区における校長及びコミュニティ代表者の推薦を受けた者を、新たに令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間、丸亀市地域学校協働活動推進員として委嘱したいのである。被委嘱者は議 46-1 から議 46-3 のとおり。人数は現在が 43 名、新たに委嘱する者が計 51 名と校区の中で増えている。いくつか増えたり減ったりしているが今回はこの人数で委嘱したい。

〔教育長〕

被委嘱者一覧で、右端が空欄のところは新しい方だが、逆に、昨年から今回退かれる方もいらっしゃるのか。

〔生涯学習課副課長〕

名前が変わっている校区と 1 人減っている校区がある。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は、令和 5 年 2 月 9 日から 3 月 17 日までで、10 件の後援申請があり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから、承認済みである。このうち新規は 1 件。

①No.04143 「丸亀パンマルシェ+HerbalandMarche」は、丸亀緑化推進活動及び丸亀市の地域活性化に関する活動を行う「Pair」が、3 月 21 日のマルタス開館 2 周年記念イベントに合わせて、ゴミ拾い活動や花苗の無料配布、パンマルシェなどを行うもので、収益の一部を丸亀市緑のまちづくり推進協議会へ寄付するものである。

特になし

9 閉会

午後 2 時 3 0 分